

会 議 録

会議の名称	平成２５年度第３回所沢市自立支援協議会定例会
開催日時	平成２６年２月１８日（火）午前１０時００分から正午
開催場所	所沢サン・アビリティーズ 研修室
出席者の氏名	会 長 委 員 鈴木 喜代子 栗飯原 建四郎、 小野寺 健、 高橋 三恵子、 松本 弘、 原田 真哉、 宮本 英行 副会長 谷田 悦男 小田 利文、 奥村 歩、 手塚 章太郎、 美甘 有利恵、 小野寺 耕二、 小林 宏治、 小原 共子、 鈴木 恭子、 平岡 真由美、 青木 咲奈枝、
欠席者の氏名	委 員 市川 博子、真田 里美、高野 美喜子 永添 晋平
説明者の職・氏名	
議事	1 平成２５年度下期各部会活動報告について 2 平成２５年度下期所沢市相談支援事業委託事業所の事業報告について 3 基幹相談支援センターについて 4 その他
会議資料	・ 次第 ・ 部会活動報告書 ・ 相談支援事業実績報告書 ・ 基幹相談支援センターとは
担当部課名	事務局 福祉部障害福祉課 副主幹 足立 啓 福祉部障害福祉課 主 査 安座間 隆 福祉部障害福祉課 主 査 森田 茂明 福祉部障害福祉課 主 任 岩雲 一如 福祉部障害福祉課 主 任 神野 信 福祉部障害福祉課 主 事 山田 二郎 福祉部障害福祉課 04 - 2998 - 9116

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事務局	1 開会
事務局	・ 配布資料の確認
会 長	・ 開催挨拶
事務局	・ 所沢市自立支援協議会運営要綱第 6 条により会長が議長となる旨の確認
会 長	・ 協議会に関して、会議は所沢市情報公開条例第 2 5 条により原則公開であること、会議録の記載方法については要約方式をとること、発言者名の記載については省略とすることの確認 ・ 傍聴希望者数の確認
	2 議事
	（ 1 ）平成 2 5 年度下期各部会活動報告について
委 員 （こども部会） 1 0 : 2 0	・ こども部会の活動報告 定例会では障害児相談支援の現状と課題の共有をテーマに事例検討を行っている。1 1 月に関係機関職員による懇親会を開催し、3 9 名の方が参加。また、1 2 月には「学齢期の地域資源とのつながり方」をテーマに講師を招き、研修会を行い、学校関係者含め 6 5 名の方が参加した。今後も、教育と福祉の連携、部会の周知に取り組んでいきたい。現在作成中のこども部会の相談支援パンフレットについては今年度中に配布予定。
委 員 （くらし部会）	・ くらし部会の活動報告 定例会では障害者の地域生活の権利に焦点を当て事例報告・事例検討を行っている。1 1 月には事業所の現場職員向けに障害福祉サービスと制度に関する研修を行った。今後は、支援者側の意識の変革のための「学び」の促進、社会資源の充実を図るための仕組みづくりに取り組んでいきたい。
委 員 （相談支援部会）	・ 相談支援部会の活動報告 上半期を通して、市内の相談支援体制を法人の枠を超えて議論する土台ができた。下期はその土台を生かし、出てきた課題についてグループワークを行った。 計画相談に関しては、市内対象者の約 4 0 % の計画作成が終了している状況。今後は、新規事業所の開拓、相談支援専門員の増員、基幹相談支援センターの役割について、協

	議を行っていききたい。また、一般の人に対して相談支援や虐待について周知・説明に取り組んでいききたい。
	(2) 平成 2 5 年度下期所沢市相談支援事業委託事業所の事業報告について
委 員 (所沢しあわせの里)	所沢しあわせの里の相談支援事業報告 実利用人数 1 4 5 人中 4 1 人が委託相談利用者。計画相談の利用者は 1 2 4 名、障害児相談が 2 4 名。そのうち法人外からの相談は全体の約 8 0 %。ケースの数が増加していることから、来年の 4 月を目標に人員を増やす予定である。 下期は第 5 次所沢市総合計画市民検討会議に自立支援協議会から当事業所職員が参加した。機能強化事業にて困難ケースの対応を行っているが、特に重要なケースの事例検討については、今後は基幹相談支援センターにて対応できれば良いと考えている。
委 員 (ところざわ障がい者相談支援センター)	ところざわ障がい者相談支援センターの相談支援事業報告 実利用人数については計画相談(児含む)利用者が 1 6 5 名、委託相談利用者 1 7 0 名、合計約 3 4 0 名となっている。 センターの特徴として、障害種別にかかわらず対応しているが、それに伴い相談対応が浅くなってしまっている。最近は児童相談・外国人のケース、虐待のケースでの相談が多い。今後の課題としては職員の質と量の確保である。理想としては、計画相談と委託相談を担う人の住み分けが出来るような人員体制をとっていききたいと考えている。
委 員 (ぽぷり)	ぽぷりの相談支援事業報告 計画相談の利用者については約 1 5 0 名、委託相談含めて 2 0 0 名となっている。相談の特徴としては知的障害を扱うことが比較的多い。相談内容は、主に日常生活・福祉サービス利用に関することが中心。最近は、医療的ケアが必要な方や通院等の相談など、制度でカバーできない部分の相談が増えている印象。また、委託相談と計画相談の住み分けが難しく、委託相談に深く関れない状況にあるため、来年度以降は人員を増加させることを検討している。
委 員 (さぼっと)	さぼっとの相談支援事業報告 計画相談については障害者相談が 7 0 名、障害児相談が 1 5 名、委託相談が 8 0 名、合わせて 1 7 0 名となっている。そのうち市外からの利用者が 3 0 名。施設の特徴としては知的障害の利用者が約 8 割を占める。今後も、相談支援のスキルアップを図っていききたい。事業所職員の増員については検討中である。
委 員	所沢どんぐりの相談支援事業報告

(所沢どんぐり)	現在、事業所としては一般相談に力を入れたいと考えているが、本格的に支援をする場合、長い時間を要してしまうため一般相談での対応は厳しい状況である。そのため、下期は2名一般相談を使わず委託相談で対応した。 課題としては、かなりのケースを常勤職員1名で対応していることから、支援方法の偏りが生じてしまうこと。 市外のサービス事業所利用者のモニタリングについては、現地への移動に相当の時間を要するので、市外の相談支援事業所の活用も検討していただけるとありがたい。
	(以下、各委員から次のとおり意見)
委 員 (所沢しあわせの里)	障害者虐待防止法が施行後、機能強化事業での困難ケース対応で、虐待のケースと思われる案件も相談支援の一環として対応しているものが見受けられる。ただし、障害者本人の家族関係などあり、一概に虐待で対応することもできず、虐待防止センターと相談支援の住み分けが難しいと感じている。 基幹相談支援センターが設立されたら、虐待防止センターもその基幹相談の機能として一本化するのも案だと思う。
事務局	・ 基幹相談支援センターについて説明。
会 長	総合福祉センターを設置するにあたっての基幹相談支援センターの位置づけについては自立支援協議会の意見として障害者施策推進協議会の中で報告している。
	(以下、各委員から次のとおり意見)
委 員 (保健センター)	社会資源の不足と基幹相談支援センターの機能について具体的な話を聞きたい。
委 員 (さぼっと)	こども部会では、特に放課後の支援や生活サポート支援事業に関する社会資源の不足が議題に挙がる。実際にサービス等利用計画を作成する際、制度としての案内はできるが、事業所が不足していることから利用したくても利用できない状況にあり市外の社会資源に頼っている状態である。 障害児・者ともに、生活に密着したサービスが不足しているなという印象。
委 員 (しあわせの里)	来年度はくらし部会にて、事例検討からでてくるアイデアを積み重ね、必要な社会資源について議論していきたい。 また、医療的ケアができる社会資源の必要性は感じている。
委 員 (ところざわ障がい者相談支援センター)	相談支援部会では、基幹相談支援センターが担う機能として相談支援事業所のフォロー・バックアップというものを考えている。基幹相談支援センターにて相談対応を行うことになった場合、困難ケースが集中し、単に相談支援事業所が1つ増えただけという状況になることが懸念される。

	具体的な機能としては、相談支援従事者のスキルアップ、新規指定事業所のサポート機能、自立支援協議会の中心的役割計画相談の課題に対してのシステム作り、地域移行・地域定着支援、障害者虐待防止への取り組み、市内の障害福祉に対しての理解促進・啓発といったものが挙げられる。 今後は、基幹相談支援センターの体制を考慮しつつ、有用な機能を持たせていくことについて協議を行っていきたい。
委 員 (保健センター)	基幹相談センターにて個別の相談を受けるか否かについては意見が分かれているようだが、虐待や地域定着・移行の場合、個別相談の対応を受けざるを得ないと思われるがどうか。
委 員 (ところざわ障がい者相談支援センター)	現在は、基幹相談センターと委託相談支援事業所で共に対応するような支援体制を考えている。あくまでも基幹相談センターは相談支援事業所のバックアップとして動いてもらう予定である。
委 員 (ぼぶり)	基幹相談センターに関しては、今後も議論を深めていく必要があると考えている。その際、相談支援事業所の目線と利用者の目線、双方を考えなくてはいけない。また、基幹相談・委託相談・指定相談の役割を明確にする必要があると考える。
委 員 (手をつなぐ親の会)	利用者の立場として、障害者団体協議会に出席しているが、そこでは、基幹相談センターはそこで全てが解決される、「ワンストップ」の相談ができると考えている人が多い。当事者団体の要望の体制としては、市が直営としてやってほしいという意見がある。
会 長	総合相談と基幹型との兼ね合いについて共通のイメージが施策推進協議会においても、持っていない印象がある。
委 員 (しあわせの里)	「ワンストップ」の相談というのは総合相談窓口のことだと考えている。つまり、基幹相談センターは利用者が直接窓口にくるものではない。組織体系としては、所沢の特徴を踏まえつつ、委託を受けている5事業所で協力し基幹相談を行えば良いと考えている。
会 長	総合相談に行けば適切な窓口につながればよい、という意見は障害者施策推進協議会からも挙がっている。
副会長	所沢市の特色として、基幹相談センターを具体化するにあたり、総合福祉センターの創設とリンクせざるを得ないという状況がある。そういった要因から総合相談と基幹相談の関連がわかりにくくなっている。総合相談とはあくまでも「ファーストステップ」であり、確実に適切な窓口へ繋がっていくものを想定している。総合相談機能(窓口)と基幹相談機能

	は別物であり、相互がどのように関連していくのかを明確にする必要があると考えている。
会 長	高齢者支援の目線からはどうお考えか。
委 員 (高齢者支援課)	相談支援事業所が地域包括支援センターであり、基幹相談センターが高齢者支援課のような役割を担うことになる印象を受けた。基幹相談が個別の相談を受けると大変だという話があったが、高齢者支援課にも同じことが言える。 障害福祉課では個々の相談は受けているのか。
障害福祉課	個別の相談という形で受ける場合もある。
委 員 (しあわせの里)	基幹相談支援センターの機能として法に示されている、地域移行・定着の促進や成年後見制度の実施に関しては、基幹相談センターで連絡会議を設け、対象者の検討を行い、各相談支援事業所にて個別の対応を行うような仕組みが適切かと思われる。
事務局	・基幹相談の説明 基幹の機能を内外に明示することが重要だと考えている。
会 長	本日の議論を踏まえ、各委員よりご意見があればお願いいたします。
	(以下、各委員から次のとおり意見)
委 員 (ところざわ学園)	以前相談支援事業所で勤務した際、人事異動により相談支援が滞ってしまうことがあった。相談支援の標準化というのは大きなポイントの一つだと考えている。基幹相談には継続的な支援体制を補助するような機能を期待している。
委 員 (国リハ)	基幹相談と同時に社会資源が不足しているという問題にも対処しなくてはならない。先進的な自治体などのモデル事業を参考に市内の社会資源の充実を図っていくことが相談支援の充実にも繋がると考えている。
委 員 (児童相談所)	最終的な目的は、地域で生活されている方へスムーズにより良い支援を提供するということである。基幹相談は、現場を良く知るものが担うべきと考えているが、個別の相談対応に追われてしまうと基幹相談の機能が果たせないのではないか、というジレンマもある。基幹相談を機能させるためには、所沢市の実情を踏まえ、先進的な自治体等を参考に議論を深めていく必要がある。
委 員 (民生委員・児童委員 連合会)	当事者会議などでは、各々の立場で総合福祉センターについて要望を出している状況で、まとまりが無いように感じている。まずは、総合相談・基幹相談の機能について明確に提示するのが望ましい。
委 員 (ところざわ就労支	しごとワーキングチームでの活動を経て、所沢市内の障害者就労のシステムの明確化が必要であると感じた。今後は、そ

援センター)	の課題に対し関係機関と連携し対処していきたい。
委 員 (教育センター)	最近では相談を受けた際、本人、親、学校のみで解決するケースが少なくなっている。本人ではなく家庭・周囲の環境に問題があることが多く、教育センターの臨床心理士の面談のみでは対処しきれないこともある。他機関と教育センターの連携の必要性を強く感じる。
委 員 (手をつなぐ親の会)	本日の議論を経て、総合福祉センターと基幹相談の違いを理解することができた。障害者団体協議会にて、その部分の違いを伝えていきたい。
委 員 (健康づくり支援課)	こども部会を通して、継続的な支援の大切さを知った。また、困難事例は関係機関で連携を取り、支援を行っていくことが望ましいと感じている。総合相談と基幹相談については、共通のイメージを持つことが議論を深める上で重要だと思う。
委 員 (松原学園)	事例検討の中で困難事例に対し、一人に対応するのは中々難しい。学園の中では処理できない問題も、長いスパンで着実に支援を進めることが出来たのは周りとの連携がとても大きいと痛感している。
会長	基幹相談支援センターについては、今後も部会の中で議論を発展させていただきたい。
事務局	障害者総合支援法改正について説明
副会長	閉会挨拶